

「淀川水系流域委員会運営に関する提案」

2007年9月15日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

今後、充実した審議を保障する為にも、委員会の根源を問う問題としても以下の事を検討し、改善を図らねばならないと考えます。

1.) 現在、河川管理者から「河川整備原案」が示され、その具体についての説明資料が提出されています。しかるに基礎案だけでなく、既定の委員会「提言」・「意見書」・「答申」等の意見に対して、比較可能な記述がなく、どう反映しているのか、どう拒否・反論しているものか、判断がつかない状態です。

このことは流域住民(傍聴者)のみならず、委員(特に新規委員)においても同じで、このまま推移することは審議上希薄な理解の下に進められる事になります。6年に及ぶ真摯な検討の上に立つ「提言・意見書・答申」を河川管理者がどう受け止めているかを示してこそ、「キャッチ・ボール」が行えるのであって、それらを『無』同然に扱ってはならないと思います。「基礎案」以降も2年に渡って審議され、「基礎案」に対する「意見書・答申」が数多く出されています。当然、それを受け止めた「基礎案以上」のものが出されるべきですが、その事そのものはさて置いても、それら「意見書・答申等」に対応している「比較表現」が為されなければなりません。一つ一つの項目に於ける「説明不足」も多数あります。しかし、以上に述べた問題は、全ての「説明」における「ベース」と言うべきもので、これを無視しているのは「委員会を馬鹿にしている」のか、「分かりにくいまま突っ走ろう」としているのか、疑念を覚えます。

以上を委員長から河川管理者側に申し入れをして頂きたいと思います。

2.) 「淀川水系流域委員会」委員の辞任について

橋爪委員が大阪市市長選に立候補する為、辞任を近畿地方整備局に申し入れられ、局は委員会に図らず処置し、後任を選ぶ姿勢を見せた事に危惧を感じます。橋爪委員にも「局長により任命されたものだから、局長に返せば良いではないか」の誤認があります。しかし、委員は「淀川水系流域委員会」に所属する事を委嘱されての委員なのです。すでに「委員会」は正式に発足しておりました。局長は橋爪委員に「先ず、委員会委員長にお申し出下さる様に！」と言わねばならないのです。

「委員会」は発足した途端、条件はあるものの「独立機関」なのであります。

この観点から、委員長は近畿地整に対しても「委員会の一切」について、「委員会が独立して判断を下した後、委員長からの要請を経て処置に入るよう」申し入れを行って頂きたいと思います。言うまでも無く、ここが「民主主義の原点」であり、「御用機関」になりたくなければ「断固、死守」しなければならない所ではないでしょうか。